

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第53号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法の一部改正等に伴い、京都市国民健康保険条例について、次のとおり、必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 葬祭費における他の医療保険者との給付の調整（第8条関係）

他の医療保険者から葬祭費に相当する給付があった場合には、葬祭費を給付しないこととします。

2 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係る保険料の賦課に関する基準の創設（第10条、第10条の2、第14条の2、第14条の3及び第14条の7関係）

国民健康保険法の一部改正等により保険料の徴収の目的として後期高齢者支援金等の納付に要する費用が加えられたため、当該費用に充てる保険料を賦課するとともに、その賦課について、賦課割合を国民健康保険法施行令に規定する標準割合にすること及び賦課額の上限額を120,000円にすること等の必要な基準を定めることとします。

3 基礎賦課額の最高限度額の改定（第11条関係）

2に伴い、中間所得者層の保険料の負担軽減を図るため、基礎賦課額の最高限度額を次のとおり改定することとします。

改正前	改正後
530,000円	470,000円

4 保険料率の計算方法の変更（第14条及び第15条関係）

多人数世帯や低所得者世帯の保険料の負担軽減を図るため、基礎賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する所得割総額及び被保険者均等割総額の割合をそれぞれ次のとおり変更することとします。

区分	改正前	改正後
所得割総額	100分の46	100分の50
被保険者均等割総額	100分の39	100分の35

世帯別平等割総額	100分の15	左欄に同じ。
----------	---------	--------

5 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置

- (1) 平等割で賦課される保険料（平等割額）の減額（第14条及び第14条の7関係）

後期高齢者医療制度への移行により単身世帯（国民健康保険の被保険者が1人のみの世帯）となる者について、世帯別平等割額を2分の1とします。

- (2) 低所得者に対する法定減額の配慮（第17条の2関係）

保険料の法定減額の適用について、後期高齢者医療制度へ移行した者の所得及び人数を含めて判定することにより、従前と同様の法定減額が受けられることとします。

- (3) 被用者保険の被扶養者であった者に対する減額（附則第15項関係）

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者であった者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合に、保険料を減額することとします。

6 旧京北町の被保険者に対する保険料の減額措置の廃止

後期高齢者医療制度の創設に伴い、旧京北町の被保険者に対する保険料の減額措置を廃止することとします。

この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第53号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む」の右に「。第8条第2項において同じ」を加える。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第10条中「）及び」の右に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第10条の2各号列記以外の部分中「第8条の2第1項」を「附則第7条第1項」に、「退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者」を「退職被保険者等」に改め、同条第1号中「及び高額療養費」を「高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を「高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額」に、「老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援

金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）に改め、「支給に要する費用の額並びに」の右に「後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び」を，「合算額」の右に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には，これを控除した額）」を加え，同条第2号中「負担金（」の右に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を，「による調整交付金（」の右に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を，「都道府県調整交付金（」の右に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え，「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に，「第74条及び」を「第72条の5の規定による負担金，法第74条の規定による補助金，法」に改め，「補助金（」の右に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え，「，同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に，「費用及び」を「費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に，「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に，「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め，「療養給付費等交付金」の右に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第11条ただし書中「530,000円」を「470,000円」に改める。

第13条中「次条」を「第14条」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第13条の2 第11条の世帯別平等割額は，次条の世帯別平等割の保険料率に相当する額とする。

第14条第1項第1号中「100分の46」を「100分の50」に改め，同項第2

号中「100分の39」を「100分の35」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第15条を削る。

第14条の6第1項第1号中「100分の46」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の39」を「100分の35」に改め、同条を第15条とする。

第14条の5中「第14条の3」を「第14条の9」に、「次条」を「第15条」に改め、同条を第14条の11とし、同条の次に次の1条を加える。

（介護納付金賦課額の世帯別平等割額の算定）

第14条の12 第14条の9の世帯別平等割額は、次条の世帯別平等割の保険料率に相当する額とする。

第14条の4中「第14条の6」を「第15条」に改め、同条を第14条の10とする。

第14条の3を第14条の9とする。

第14条の2第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及

び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改め、同条を第14条の8とし、第14条の次に次の6条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第17条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。),法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。),法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。),法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合計額とする。ただし、後期高齢者支援金等賦課額は、120,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の4 前条の所得割額は、同一世帯に属する被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第14条の7の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の5 第14条の3の被保険者均等割額は、同一世帯に属する被保険者数に第14条の7の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第14条の6 第14条の3の世帯別平等割額は、次条の世帯別平等割の保険料率に相当する額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の7 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された金額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により保険料率を計算する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

第16条第1項及び第2項前段中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改める。

第17条第2項中「第5号」を「第8号」に、「一」を「いずれか」に、「前前月」を「前々月」に改め、同条第3項中「所得割額、被保険者均等割額及び第14条の3に規定する世帯別平等割額」を「第11条及び第14条の3に規定する世帯別平等割額については、特定同一世帯所属者に該当することにより、被保険者数が減少した場合」に、「第12条、第13条、第14条の4又は第14条の5」を「第11条、第14条の3又は第14条の9」に改め、「(介護納付金賦課被保険者がある場合は第14条の3に規定する世帯別平等割額を加えた額)」を削り、同条第4項中「第5号」を「第8号」に、「一」を「いずれか」に、「前前月」を「前々月」に改める。

第17条の2第1項中「及びその世帯に属する被保険者」を「、その世帯に属する被

保険者及び特定同一世帯所属者」に改め、「数」の右に「と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数」を加え、同条第2項本文中「及びその世帯に属する被保険者」を「、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」に改め、「数」の右に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同項ただし書を削る。

第19条第1項本文中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改める。

附則第3項の見出し中「平成19年度から」を「平成20年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、同項中「平成19年度から」を「平成20年度及び」に改め、「までの各年度」を削り、「附則第16項第1号」を「附則第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「附則第16項の」を「附則第26条第1項の」に改める。

附則第4項中「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「（以下「公的年金等所得」という。）」及び「。以下「特定公的年金等控除額」という」を削る。

附則中第5項及び第6項を削る。

附則第7項中「及びその」を「又はその」に改め、「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第8項前段中「及び」を「又は」に改め、「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第9項中「及びその」を「又はその」に改め、「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第10項中「及びその」を「又はその」に改め、「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第11項中「及びその」を「又はその」に改め、「被保険者」の右に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とする。

附則中第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、第14項を削り、第15

項を第12項とし、同項の次に次の3項を加える。

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の賦課の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条第1項並びに第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、第12条第1項前段中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同項後段中「同法第314条の2第1項」とあるのは「地方税法第314条の2第1項」と、「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第314条の2第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の賦課の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第12条第1項並びに第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、第12条第1項前段中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同条

第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同項後段中「同法第314条の2第1項」とあるのは「地方税法第314条の2第1項」と、「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第314条の2第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(被扶養者であった者の保険料の減額)

15 市長は、次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額する。

(1) 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

ア 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その

手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者
(同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇
特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定によ
り当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成20年度分の保険
料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)